



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2023 JUN (Vol.73)

CONTENTS

海外拠点ニュース 日越外交関係樹立 50 周年.....	2
株式会社中国銀行国際部 ベトナムトレーニー 石田 尚之	
新興国ニュース第 73 回海外最新ビジネス情報.....	5
株式会社東京コンサルティングファーム	
ベトナムのいまとみらい<第 5 回>ホーチミンとハノイ、2 大都市の魅力	8
みらいコンサルティンググループ Nippon MIRAI Company Limited	
Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本 真佑氏	
タイ法令の最新情報	11
ベトナムの 2023 年度の付加価値税・法人税の納付期限延長及び個人情報保護政令の施行	14
2023 年度予算に基づく税制改正<マレーシア>	16
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
<日本の水際対策終了と香港の経済復興キャンペーン>	18
香港マイツビジネスコンサルティング	
中国の増値税制度と消費税インボイス制度を比較！～基本的には日中において同一の仕組みながら、中国の増値税制度はより厳格に管理、運用されている点に留意が必要～	20
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	

株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内 1-15-20
TEL: 086-234-6539
香港支店 cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール支店 cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所 cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所 cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所 cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

日越外交関係樹立 50 周年

株式会社中国銀行国際部

ベトナムトレーニー 石田 尚之

2023 年は日本とベトナムが外交関係を樹立して 50 周年となる節目の年となります。そこで、今回は「日越外交関係樹立 50 周年」についてご紹介いたします。

1. 日越外交関係樹立 50 周年

1973 年 9 月 21 日、日本とベトナムは外交関係を樹立しました。その後、政治や経済、文化、スポーツ等の幅広い分野において、また、首脳から草の根レベルに至るまで、日越間の友好・協力関係は発展し続けています。

日越外交関係樹立 50 周年を記念して、記念事業実行委員会が創設されています。日本側実行委員会は、大使館や総領事館、政府関係機関、及び各地の商工会議所（ベトナム日本商工会議所=JCCI、ホーチミン日本商工会議所=JCCH、ダナン日本商工会議所=JCCID）から成り立っています。日本側実行委員会では、「手と手を取って未来へ世界へ」をテーマに、次のような 50 周年事業を目指しています。

（1）単なる祝賀事業ではなく、これまでの 50 年の軌跡を振り返るとともに、次の 50 年を視野に入れて、日越両国の関係を、互恵的で対等な立場で、未来へ、世界へ更に大きく飛躍させるための礎を築く事業とすること。

（2）日越関係発展のベースに「人と人との共感」があることを大切に、日越双方からすべての有志が参加し、対等なパートナーシップで一緒に作り上げる「参加型の事業」とすること。

（3）日越関係が、あらゆる分野、あらゆるレベル、あらゆる世代で発展しつつあることを念頭に、日越関係に関わりを持つすべての人々が貢献し、楽しめるような「包括的な事業」とすること。

上記テーマに沿って、様々なイベントや事業が展開されています。

2. 日本・ベトナム外交関係の歴史

日本とベトナムはともに海洋国家的性格を持った国家であり、両国の結びつきは 16 世紀ごろの朱印船貿易にまで遡るといわれています。東南アジア各国との貿易を展開していた日本は、特にベトナム中部のホイアン港に寄り、絹や香木を積み出していたそうです。ホイアンに作られた日本人町には、数百人の日本人が居住したといわれ、日本人が建設したとされる「日本橋（来遠橋）」が今も残っており、観光スポットとして人気を博しています。



【ホイアンの日本橋（来遠橋）】

近現代に入り、前述のとおり 1973 年 9 月 21 日にベトナムとの国交樹立に合意、1986 年にはドイモイ政策（経済改革政策）を掲げ、市場経済の導入や国際社会との協調を推進したことで、日本企業の対ベトナム投資が加速しました。その結果、ベトナムにとって日本は他国に抜きんで世界最大の政府開発援助（ODA）支援国となりました。さらに 21 世紀になり、「戦略的パートナーシップ」を目指した両国の関係強化が謳われ、2009 年 10

月には「日本・ベトナム経済連携協定（EPA）」が発行されました。

【日本の対ベトナム ODA の推移】

（単位：億円）

	2018 年	2019 年	2020 年
円借款	—	118.91	—
無償資金協力	13.63	30.40	49.60
技術協力	64.81	50.15	42.90

出所：外務省



※BIDV ビジネスセミナー

3. 50 周年記念事業・イベント

50 周年事業のテーマとコンセプトのもと、実行委員会では「記念ロゴマーク」が作成されました。当ロゴマークは実行委員会が認定する「認定事業」にて使用可能となっています。

また 50 周年記念事業は文化、芸術、スポーツ、教育、観光、経済、科学など幅広い分野を対象としており、申請後の審査を経て、認定取得ができます。

既に開催された事業として、ベトナム最大規模の日越イベントであるジャパンベトナムフェスティバルがあります(2023 年 2 月 25～26 日開催)。



※ジャパンベトナムフェスティバル

また執筆者の出向先であるベトナム投資開発銀行 (BIDV) にて 2022 年 11 月 15 日に開催された BIDV ビジネスセミナー&交流会も 50 周年記念事業の一環として認定されております。

4. 今後開催予定の認定事業

今後も様々な事業やイベントが展開される予定となっています。認定事業につきましては、日本の実行委員会や外務省のホームページでも確認することが可能です。下記は一例となります。

50 周年認定事業	
事業名称	主催者
日越外交関係樹立 50 周年を契機とした訪越プロモーション事業	ベトナム航空日本支社
HOKKAIDO FESTIVAL in HA LONG	HOKKAIDO FESTIVAL in HA LONG 実行委員会
KANAGAWA FESTIVAL 2023	ベトナムフェスタ in 神奈川実行委員会、ダナン市人民委員会、ハノイ市人民委員会
対ベトナム「初等義務教育・ミズノヘキサスロン運動プログラム導入普及促進事業」	ミズノ株式会社

出所：日越外交関係樹立 50 周年記念特設サイト

5. おわりに

日越外交 50 周年を記念して、多くのイベントや事業が開催されています。日本とベトナムの関係は良好であり、現在も多岐にわたる日系企業が進出しています。弊行においても、ベトナムに関して日々多くのお問合せをいただいております、ベトナムでのビジネス展開（市場調査や販路拡大・仕入先探索・現地法人設立など）に関しまして、幅広いサポートを提供させていただいております。ぜひこの機会にベトナムへ目を向けてみてはいかがでしょうか？きっとベトナムの魅力を発見できるはずです。

以上

BIDV FDI 部ジャパンデスクホーミチン

所在地：7th Floor, BIDV Office Building,
472 Nguyen Thi Minh Khai, 3 District, Ho Chi
Minh City, Vietnam

TEL：(+84) 28-3835-1780

FAX：(+84) 28-3830-7445

新興国ニュース

第73回

海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はカンボジア、フィリピン、バングラデシュの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～カンボジア～

2022年度 従業員貸付と

関連者貸付の金利の決定について

税務総局（GDT）は Notification：5367 を発行し、給与に対する課税に関する Prakas（大臣令）：543 の第 15 条および 2020 年 3 月 13 日付 Instruction：7015GDT および 2022 年 5 月 22 日付の Instruction：10979 に従って従業員への貸付および関連者間の貸付に対する 2022 年の市場金利を規定しました。

カンボジアの商業銀行の平均に基づく 2022 年の GDT の規定市場金利は、以下の通りです。

米ドル：年率 8.35%

クメールリエル：年率 8.78%

Notification：5367 は、雇用主が従業員に提供する貸付に対してのフリンジベネフィット税適応のための課税ベースを決定するために発行されました。

本通達では、2022 年の市場金利を使用し、関連者間の貸付の金利を上限と定めることを明確にしています。

従業員貸付金

カンボジアの雇用主が従業員に市場金利より低い金利で貸付を行った場合、その差額は従業員

に提供されたフリンジベネフィットとみなされます。

2020 年初頭に GDT が発行した Instruction：7015 では、雇用主が従業員に提供した貸付金の金利を決定するための 2 つの選択肢を提示しています；

①雇用主が第三者や債務者に貸し出す際に適用する最低金利

②GDT が発行した前年の課税年度の市場金利

●上記で決定された金利が、従業員ローンに使用される実際の金利よりも高い場合、その差額にたいして 20% のフリンジベネフィット税が適応されます。

関連者間の貸付金

Instruction：10979 に基づき、カンボジアの企業が関連当事者と貸付を行う場合、相互に合意された金利に戻つて利息を決定することができます。この場合、貸付に関する以下の書類があれば、独立企業原則を遵守する必要はありません。

- ・融資の条件と返済義務を明記した契約書。(Loan Agreement)
- ・借入時の事業計画書、もしくは今後予測される財務諸表。
- ・取締役会の承認（私的有限会社でない企業の場合）。

Instruction：10979 では、関連者貸付に使用する金利は、GDT が決定する一般的な年間市場金利を超えてはならないと規定されています。

GDTが発行する年間市場金利を超える関連者貸付の利息は、税務上、損金不算入となるため、留意が必要となります。

～バングラデシュ～

食品産業について

“バングラデシュでの毎月の食費は4年間で51%上昇している”

とCPD (Center for Policy Dialogue) が発表しました。

CPDの調査によると、ダッカの4人家族の月平均食費は高インフレのため、食費が4年間で51%も増加しました。これは、給与の25%が食費になっていることを表しています。特に都市部では、その他の生活コストの上昇も相まって、都市部から労働力が流出するのではと、CPDは危惧しています。

このような事態の原因の一つには、輸入品の価格が未だに高いことが挙げられます。国際市場では、生活必需食品は下降傾向にありますが、バングラデシュでは、その影響を未だ受けていない状況です。またこれらの必需食品に対する関税も高いため、バングラデシュでの市場価格は高いままになっています。

これには食品を保管する技術を高めるということが1つの解決策になります。バングラデシュではいまだに食品の3割が廃棄され、フルーツの加工など様々な食品を加工する技術が求められています。

また、政府は、生鮮食品の国内生産に関して10年間の免税インセンティブを設け、国内生産の後押しをしています。

2024年の選挙に向け、最低賃金の見直しに関しても議論されていますが、近年の生活コストの上昇を受けて、どのように最低賃金が設定されるか、注視していく必要があります。

～インドネシア～

LKPM (投資活動報告書) について

LKPM 基本情報

Laporan Kegiatan Penanaman Modal (投資活動報告書) の略語となります。

外資企業 (=内資100%ではない企業) の活動の進捗状況に関する定期報告書のことを指します。

すなわち、外国資本が1%でも入っている企業は、BKPM (投資調整庁) へ投資活動の報告義務があります。

LKPMの報告内容は以下の通りです。

- ・会社情報
- ・投資額
- ・雇用者の数
- ・生産活動
- ・商品の概要
- ・企業の社会的責任 等

LKPM オンライン (Electric Investment Information and Licensing service = SPIPISE) と呼ばれるオンラインシステムでの報告になり、直接BKPMへ足を運ぶ必要はありません。

上記の報告義務は、各四半期終了の翌月10日までです。

よって、4月10日、7月10日、10月10日、2024年1月10日が、各四半期の提出日になります。

未報告の罰則等

BKPM (投資調整庁) 長官令2017年第13号、及び第14号では、3期連続してLKPMを提出しないと行政罰の対象となり、最大3回警告書が送られ、30日以内に対応がない場合には、営業許可の剥奪の場合もあります。

上記の法令以前では、未提出の場合の罰則は規定がありませんでしたが、現状は上記の通り罰則規定があり、注意が必要です。

また、将来的リスクとして、100億ルピアの投資は完了しているにもかかわらず、LKPMレポートを提出していないことによって、BKPMおよびOSSに登録する最終投資額が提示されていないこと

になり、投資を再度し直すことを求められる可能性もあります。

更に、最近の事例では、過去にさかのぼってのLKPMの提出は、BKPMよりリジェクトされる傾向にありますので、コンプライアンスを重視される企業は、四半期ごとに行うようにすることを推奨します。

※LKPMの提出が適切に行われていない場合、NIB（事業基本番号）の登録ステータスが一時的に停止される等のリスクもありますので、注意が必要です。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

ベトナムのいまとみらい

<第5回>

ホーチミンとハノイ、2大都市の魅力

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士

山本 真佑氏

皆様もご存じの通り、ベトナムには北部の首都ハノイと南部の最大都市ホーチミンがあります。この2大都市、とても同じベトナムとは思えない程にそれぞれ独自の魅力があります。

初めて日系企業がベトナムに進出を考える際、真っ先に考えなくてはいけないのがホーチミンに拠点を持つかハノイに拠点を持つかの究極の2択になります。ベトナムに初めて旅行に来る際も同様でしょう。

今回はホーチミンとハノイの違いを私自身の経験をもとにお伝えしたいと思います。

①気候

雨季と乾季があるのは両者共通ですが、南部ホーチミンは常夏の都市である一方、北部ハノイはベトナムで唯一四季があるといわれています。ハノイの四季は、夏は猛烈に暑く、冬はとても寒いことで有名です。ハノイでの初めての冬、街行く人々のダウンジャケットの着用率の高さに驚きました。日本での冬を体験している私たち日本人にとっては、ハノイの寒さはたいしたことはないと感じるかもしれませんが、ベトナム人にとってはハノイの冬は極寒のようです。

また、ホーチミンは青空が広がり、からっとした天気が多いですが、ハノイは曇りの日が多いのも大きな違いでしょうか。

②食事

意外に思われるかもしれませんがベトナム料理の代表格とも言える「フォー」・「ブンチャー」等は北部の料理になります。北部の味付けは日本人好みの、味が濃くて塩味が効いた味付けとされていますが、中国に近いことも関係しているのかもしれません。一方南部は「バインセオ」・「生春巻き」等では有名ですが、味付けはあっさり、もしくは甘い味付けが多いとされています。東南アジアテイスティングという感じでしょうか。南と北を巡りながらそれぞれの味の違いを一緒に楽しんでみましょう。価格はどちらも同じ位で、飲食における物価に大きな差はないかな、というのが印象です。



③言葉

これが、最も重要な違いです。ベトナム語なら同じではないかと思うかもしれませんが、ホーチミンで話される南部弁とハノイで話される北部弁とは全く違います。日本でも東京の言葉と関西では単語や話し方に違いがあることもありますが、日本語では東京も大阪も同じ「あ」の文字であれば発音は皆が知るあの「あ」の発音になります。ところが、ベトナムでは同じ文字であったとしても、北部と南部では発音が全く変わってくるので、いわば異なる国の言語のようになってしまふのです。ホーチミンではあの伝統衣装アオザイ (Áo dài) を「アオザイ」と言わずに「アオヤ

イ」と発音しないとたちまち地元出身ではないことがばれてしまう、そんな世界なのです。

④観光

ホーチミンは、戦争博物館と統一会堂が定番です。

ベトナム戦争の悲惨さを知ると共にどれだけ多くの人命が失われたのかを肌で感じられます。この2か所は、ベトナムの知人に聞いても市内観光で行くべき所に必ずピックアップされる場所です。また、ベントイン市場は、アジア雑貨などを安価に買える魅力があります。



ハノイには人々の憩いの場、ホアンキエム湖があります。湖が身近にあるというのはホーチミンにはない大きな特徴です。露店が並ぶ旧市街もとても近いので、このホアンキエム湖は観光には外せないスポットでしょう。ホアンキエム湖のほとりにあるタンロン水上人形劇鑑賞も定番ですがお勧めです。



⑤日本企業の進出

最後に、進出を検討している方にとって最も気になる日本企業の進出について比較してみましょう。

経済の中心地として知られているホーチミンは、他の都市に比べて規模が小さいことから、個人で起業する人が多い印象があります。一方、ハノイは製造業を中心に大企業の進出が多い印象です。これは、物流やその他の関連分野で中国に近いという利点があることが影響しているのかもしれませんが、北部と南部で人件費に大きな差はありません。しかし、日系企業同士で日本語が話せる人材をめぐる競争があるため、自然と人件費は高額になります。日本語が堪能な人(N1レベル)を雇うなら、20代の若い人でも、月額約\$1,300から\$1,500を想定しておく必要があります。このコストを低く抑えたい場合は、英語に堪能な人を雇うことも選択肢の1つとしてお勧めします。

今回は5つの視点でホーチミンとハノイの魅力を比較しました。仕事でもプライベートでもベトナムにお越しの際は、是非南北の違いにも注目しながら、楽しんでいただければと思います。

海外進出セルフチェック

<https://globalvc.jp/selfcheck/>

みらいコンサルティングでは、ベトナムを含めた海外への事業展開をご検討のお客様に、「海外進出セルフチェック」をお勧めしています。漠然としたイメージが具体化できるとご好評いただいています。ぜひお試しください。全 25 問で診断結果が出ます。スマホはこちらから→

**◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆**

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店
9th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma Street,
Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) より、タイ法令の最新情報をお届けいたします。

民商法典の改訂点について

2022 年 11 月 8 日に民商法典の改訂が官報で公示され、2023 年 2 月 7 日に施行されました。

今月は会社の合併・解散に関する主な改訂点を以下の通り集約しましたので、ご確認ください。

件名	旧法律	改訂後	AAP のポイント 解説
会社の合併 (第 1238 条)	会社の合併は特別決議により実施できる。	会社の合併は特別決議により実施できるという内容に、以下が加えられた。2 社以上の会社は、以下のいずれかの方法において合併する。 - 新設合併 (合併により新会社を設立し、合併された旧会社は法人格を失う) - 吸収合併 (1 社は法人格を維持し、合併されたその他の会社は法人格を失う)	他国の法制と比較しても、合併に際して新設合併しかないのは珍しい状態でした。今回の改正による吸収合併制度の導入は、ある意味グローバルスタンダードに近づいたものと評価可能です。
株主による合併の反対 (第 1239/1 条)	(無し)	株主総会において合併を反対する株主がいる場合、会社は当該株主の株式の購入者を手配しなければならない。当該株主が購入の申し入れを受けた日から 14 日以内に売却に応じない場合、会社は合併を実施することができ、反対株主は合併した会社の株主となる。	特別決議が可決された以上、反対株主がいても合併自体は実施可能です。しかし、反対株主が残ってしまうと合併後における株主総会のスムーズな進行等に影響を及ぼしかねないことには注意が必要です。
債権者に対する 通知文書 (第 1240 条)	地方紙に公告し、かつ、債権者に通知文書を送付しなければならない。	合併の特別決議日より 14 日以内に日刊紙に公告し、かつ、債権者に通知文書を送付しなければならない。債権者が異議申し立てを行う場合、通知文書の	公告を掲載する新聞媒体の変更は債権者がタイ全国に存在する可能性を考慮した可能性があります。また、異議申立の期間の縮減は、債権者保護と迅速な合併手続とを



	債権者が反対する場合、通知日から 60 日以内に異議申立書を送付しなければならない。	受取日より 1 ヶ月以内に異議申立書を送付しなければならない。	調和させたものと考えられます。
取締役が合併検討のために株主総会を招集すること (第 1240/1 条)	新会社の資本金は、合併された旧会社の資本の合計額と同じでなければならない。 (第 1242 条)	合併決議の登記、かつ債権者への通知後に、合併する会社名、目的、株式資本、付属定款、取締役の選任等について決議しなければならない。 合併後の会社の資本金額は、合併された旧会社の資本合計額以上でなければならない。	原則としては、合併後の会社の資本の金額は、合併された旧会社の資本の金額の単純な和となるはずです。ただ、当該和を上回る状況がどのような状況であるのかについては、改正法上明らかではありません。そのため、「資本合計額以上でなければならない」という規定は、資本維持の観点からむしろ「当該和を下回ってはならない」ことに重きが置かれている可能性があります。
事業の引渡 (第 1240/3 条)	(無し)	旧会社取締役会は、株主総会開催日から 7 日以内に合併後の会社取締役会に事業、資産、会計帳簿、および各書類を引き渡さなければならない。	なお、従業員の雇用関係については、合併後の会社に当然承継され（解雇+再雇用でもなければ合意による移籍でもない）、雇用期間も当然通算されると解されます（参考条文：第 1243 条）。
会社の合併登記 (第 1241 条)	合併する各会社は、合併日から 14 日以内に合併の登記を申請し、かつ、合併会社は、新会社を登記しなければならない。	新会社取締役会は、合併のための株主総会開催日から 14 日以内に基本定款、付属定款と共に合併登記申請を行わなければならない。	なお、合併前の旧会社については、合併登記の際にその法人格を喪失した旨が注記されます（第 1242 条）。

以上、ご確認の程宜しくお願い致します。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

ベトナムの 2023 年度の付加価値税・法人税の納付期限延長及び個人情報保護政令の施行

CaN International 国際会計事務所（マイツグループ
中国・アジア進出支援機構メンバー）
ディレクター 山岡 靖氏

【2023 年度の付加価値税・法人税の 納付期限延長へ】

ベトナム政府は、政令・第 12/2023/ND-CP 号を発行し、付加価値税及び法人税の納付期限の延長を決定しました。延長を希望する場合、当政令の付録様式にて、管轄税務局にて 2023 年 9 月 30 日までに申請を行う必要があります。延長は納付のみであり、付加価値税申告書の提出期日の延長はありません。

(1) 対象となる業種、若しくは、事業規模

①業種

農林水産業、食料品・縫製品・皮革品・木工品（家具を除く）・菓製品・紙製品・ゴム・プラスチック製品・非金属鉱物製品・金属製造、金属表面処理、電子製品・コンピューター・眼鏡・自動車・その他車両・家具製造、建設、出版、映画・テレビ番組制作、録音、飲料品製造、印刷・コピー、石炭、石油精製、化学製品製造、オートバイ製造、機械・設備の修理・保守、廃水処理、運輸・倉庫業、宿泊業、ケータリングサービス、教育・訓練、健康・社会支援事業、不動産業、人材派遣業、旅行代理店、旅行促進・機関に関連する支援サービス、芸術創造、芸能活動、図書館・博物館・その他文化的事業、運動、レクリエーション、映画、ラジオ、テレビ、コンピュータープログラミング、コンサルティング、その他コンピューター関連事業、情報サービス等。

②事業規模

- ・農林水産業・建設業：社会保険の年間平均加入者数が 100 名以下であり且つ売上 500 億ドン以下若しくは資本 200 億ドン以下の場合。
- ・貿易・サービス業：社会保険の年間平均加入者数が 50 名以下であり且つ売上 1,000 億ドン以下若しくは資本 500 億ドン以下の場合。

(2) 対象税目

①付加価値税

- ・月次申告適用の場合：納付期日は翌月 20 日ですが、3 月～5 月分に関しては納付期日は 6 ヶ月延長され、6 月分は 5 ヶ月、7 月分は 4 ヶ月、8 月分は 3 ヶ月延長されます。
- ・四半期申告適用の場合：納付期日は翌月末日ですが、第 1 四半期の納付期日は 6 ヶ月延長され、第 2 四半期の納付期日は 5 ヶ月延長されます。

②法人税

- ・予定納付の期日は、四半期翌月の 30 日ですが、第 1 四半期及び第 2 四半期の期日は 3 ヶ月延長されます。

【個人情報保護政令が施行】

ベトナム政府は、同国初めての包括的な個人情報保護法令である個人情報保護に関する政令 13 号（13/2023/ND-CP）を、2023 年 4 月 17 日に公布しました。同政令は 2023 年 7 月 1 日に施行となり、ベトナムで事業を行っている日系企業は対応を迫られることになります。同政令の適用対象は以下の通りです。

- (1) ベトナムの団体、組織、個人
- (2) ベトナムに所在する外国の団体、組織、個人
- (3) ベトナム国外で活動するベトナムの団体、組織、個人

(4) ベトナムでの個人データの処理に直接関与、または関連する外国の団体、組織、個人

個人情報の処理には、原則として情報主体から同意を取得することが義務づけられます。同意の意思は書面や音声、同意欄へのチェックなどの形式で明確に表明される必要があり、情報主体からの回答がない場合は、同意とみなされません。また、情報主体には、同意を撤回する権利や、個人情報へのアクセス・修正・削除の権利、個人情報処理を制限する権利などが認められています。個人情報の処理を開始する場合には、処理による影響を評価の上、所定の様式で関係書類を作成し、処理開始日から 60 日以内に公安省担当部局に提出する必要があります。さらに、ベトナム国外にベトナム国民の個人情報を移転する場合は、個人情報の移転に関する影響を評価の上、関係書類を作成し、処理開始日から 60 日以内に公安省担当部局に提出する必要があります。



CaN International 国際会計事務所（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

URL : <http://www.caninternational.co/>

問合せ先: info@caninternational.co

【ベトナムオフィス】

所在地 : 31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist.1, HCMC

TEL : +84 28-3910-7424

【日本オフィス】

所在地 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2 第一稲村ビル 7 階

TEL : 03-6661-1163

CaN International は、クロスボーダーの経営課題を解決する国際会計事務所です。現在、日本、シンガポール、香港、タイ、ベトナムに自社拠点を有し、その他の国では提携先と協力しながら、海外事業を手がける日系・外資系企業の会計・税務・コーポレートファイナンス領域のコンサルティング業務を提供しています。

2023 年度予算に基づく税制改正 ＜マレーシア＞

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

＜ポイント＞

- ・高年齢者、元受刑者、仮釈放者、監視対象者、元薬物依存者の雇用に対する追加控除
- ・航空宇宙産業に対する優遇税制（延長）

＜高年齢者、元受刑者、仮釈放者、監視対象者、元薬物依存者の雇用に対する追加控除＞

N子：加藤さん。前回に引き続き、新政府による2023 年度予算に基づく税制改正について、ご説明頂けますか？

加藤：はい、宜しくお願い致します。

N子：今日の内容は？

加藤：はい。まず、高年齢者、元受刑者、仮釈放者、監視対象者、元薬物依存者の雇用に対する追加控除についてお話致します。

N子：宜しくお願い致します。

加藤：はい。まずタイトルで驚かれたかもしれませんが、高年齢者は良いとして、元受刑者とかなかなかハードルが高いですね。

N子：正直そうですね。

加藤：まあ、内容的には、こういう人を雇った場合、法人税の計算上、追加控除が受けられるというものです。

N子：なるほど。

加藤：で、もともと 2019 年度から 2025 年度までの期間限定で、高年齢者、元受刑者、仮釈放者、監視対象者、および元薬物依存者の雇用について、雇用主（法人）に追加控除が与えられるという措置があったんですが、税制改正において、適用範囲が更に広げられました。

N子：はい。

加藤：具体的には、2023 年度から 2025 年度にかけて、以下の者に支払われる報酬について、上記追加控除の適用範囲に含むというものです。

- マレーシア刑務所局のヘンリー・ガーニー学校の受刑者と元受刑者
- 社会福祉部の保護・更生施設及び登録介護施設

N子：はい。

加藤：少年院のようなものも含まれる事になったという事ですね。

N子：なるほど。良く分かりました。

＜航空宇宙産業に対する優遇税制（延長）＞

加藤：次に、航空宇宙産業に対する優遇税制が延長になったという話です。

N子：はい。

加藤：航空宇宙産業に対するインセンティブですが、まず、以下の活動を行うマレーシア企業が対象となります。

- システム、デバイス、部品の製造または組み立て
- 航空機（MRO）、システム、デバイスのメンテナンス、修理、オーバーホール
- エンジニアリングおよびデザイン、または関連するサービス

N子：マレーシア、意外に航空関係とか在りますもんね。

加藤：そうですね。以上の活動を行う会社に対して、新会社であれば、パイオニアステータスカ ITA（投資控除）かのいずれかが与えられます。また、既存会社には ITA が与えられますが、具体的には、以下の通りです。

	優遇税制	インセンティブ期間
新会社	法定所得の70%～100%の免除	5 to 10 年
	60%～100%のITA→法定所得の70%～100%と控除可	5 年
既存の会社	60%のITA→法定所得の70%と控除可	5 年

N 子：はい。

加藤：従来、申請書は2022 年 12 月 31 日までに MIDA が受理する必要があるというものでしたが、税制改正により、申請期限がさらに 3 年間延長され、2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで延長される事になります。

N 子：良く分かりました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

＜日本の水際対策終了と 香港の経済復興キャンペーン＞

香港マイツビジネスコンサルティング

日本政府はGW明けの5月8日より、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけを季節性インフルエンザ等と同じ「5類」に移行し、これに伴い水際対策も終了すると正式に発表しました。これまで日本の入国の際に必要なワクチン接種証明書、或いは出発前72時間以内の陰性証明書が不要になります。

水際対策の終了によって訪日外国人観光客の増加が増え、今後のインバウンド回復が期待されています。すでに今年1月～2月の訪日外国人数はコロナ禍前と比較して6割近くまで回復しており、東京、大阪など大都市に限らず、地方の観光業も盛り返して来ています。インバウンドは特に香港、台湾からの訪日客が多く、受け入れる日本側も漠然と外国人＝欧米人といったイメージから、インバウンドのお得意様とも言える香港人・台湾人に向けたマーケティングに特化する動きも見られます。

一方で香港も4月1日以降、香港入境に際する出発前検査は不要となりました。日本のパスポート所持者は、コロナ前のように90日以内の観光目的とした滞在であれば査証免除措置が適用されます。香港は海外からの観光客が増加しており、また香港から海外への旅行、出張、留学などのアウトバウンドも回復してきています。こういった世の流れに乗って、香港では経済の回復のための電子消費券の配布、各種キャンペーンや割引など、香港はお得な情報が盛りだくさんとなっています。

＜電子消費券 3,000 香港ドルを配布開始＞

経済の活性化を目的として18歳以上の香港永久居民と香港新移民を対象に5,000香港ドルの電子消費券が配布されます。さっそく第1弾は4月16日に3,000香港ドルの配布が始まりました。第2弾の2,000香港ドルは7月16日からの配布が予定されています。永久居民ではない香港居住者（各種ビザの所有者）には2,500香港ドルが配布され、第1弾に1,500香港ドル、第2弾に1,000香港ドルが配布されます。

電子商品券の受け取り方法は「Octopus」の他に、アプリ「WeChat Pay HK」、「AlipayHK」、「Tap & Go」、「PayMe」、「BoC Pay」でも受け取れます。Octopusの場合は電子商品券を受給したことがある場合、再登録は不要で自動的に給付されます。

＜MTRの運賃半額キャンペーン＞

MTRは、4月8日と4月9日の土日、5月13日と5月14日の土日の計4日間、乗車運賃が半額となるキャンペーン「感謝日 Thank You Days」を実施しています。Octopusを利用して改札を通れば、乗車運賃が自動的に割引されます。4月はイースターの最中で利用客も多かったため、多くの人が半額キャンペーンの恩恵を受けられました。5月も母の日があるためMTRで外出する人も多くなると見込まれます。MTRはこれまでも時々、半額キャンペーンを実施しています。

＜香港政府によるキャンペーン：

ハッピー香港＞

4月29日（土）から数か月間にわたり「開心香港/Happy Hong Kong」が開始されます。これは今年2月の財政予算案で経済活性化を目的に発表された活動で、香港のイメージアップや競争力の向上を香港市民と共に楽しみながら実現することを目指しています。

映画の割引

・ハッピー香港の初日、4月29日は「香港シネマデー」として香港内の61の映画館で当日券が一律30香港ドルとなります。一人4枚まで購入可能で、多くの方がすでにネットの事前予約に殺到しています。

大規模グルメマーケットの開催

・4月29日～30日、灣仔のコンベンションセンター
・5月6日～7日、沙田のタウンホール
・6月3日～4日、觀塘のVESSEL 發現號
期間と場所を変えて、世界のグルメをテーマに100軒もの屋台が出店し、ゲームやパフォーマンスが行われます。

オーシャンパーク「Chill All Night」開催

・6月3日、10日、17日、24日、の土曜日は夜の入場が無料となります。
4日間は午後6時半～9時まで無料で入場することができ、光のショーを楽しめます。

その他、農業や漁業のカーニバル、香港科学園におけるマーケット、スポーツ(マンチェスターユナイテッドを招待)など様々なイベントが計画されています。ディズニーランドやサイバーポート等も活動に参加するとしており、香港政府の狙い通り楽しいイベントで香港市民の消費を促し、明るいムードが高まることでしょう。

<無料航空券の配布：ハロー香港>

2月に発表されていた大規模なプロモーション「ハロー香港」は、海外から香港行きの無料チケットを50万枚プレゼントするというものです。すでに3月1日より東南アジア地域の配布がスタートし、段階的に4月1日からは中国、そして5月1日からはいよいよ日本を含んだ北東アジア、その他の地域での配布が始まります。香港在住者

向けは7月からです。配布期間は3月から9月の6か月間ということで、夏休みを目指して計画することも可能です。応募には香港国際空港のホームページから、まず航空会社を選択し、各社それぞれ先着順だったり抽選だったり応募の方法は異なります。このキャンペーンでは無料航空券の他、数量限定の特典「Hong Kong Goodies」もあり、無料ドリンクのサービス、140以上のレストランやショップで利用できる100香港ドル分の割引クーポンがもらえます。香港にとって重要な観光業が、これから一層盛り上がることに期待できそうです。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

中国の増値税制度と 消費税インボイス制度を比較！

～基本的には日中において同一の仕組みながら、
中国の増値税制度はより厳格に管理、運用されて
いる点に留意が必要～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

日本とは異なる中国の制度として、“発票”を始めとする増値税の仕組みがあります。

一方、日本では本年 10 月 1 日から適格請求書等保存方式（以下“消費税インボイス制度”と表記）が始まりますが、実際には“発票（正確には増値税専用発票）”と“適格請求書”等の類似性は非常に高く、中国では従来から消費税インボイス制度を導入済と言っても過言ではありません。消費税インボイス制度の実施が半年を切った今、本稿では、“発票”と“適格請求書”等との比較を通じて、改めて、増値税制度の特徴を解説します。

1. 増値税制度/消費税インボイス制度の仕組み

増値税制度も消費税インボイス制度も、共に最終消費者が増値税や消費税を負担して事業者が納付しますが、生産や流通などの各取引過程で二重、三重に課税が生じない以下のフローを取ります。

であり、各取引では販売・役務提供側が最終消費者を含む各販売先等から税額税込みの代金を受領し、うち売上げに係る増値税額/消費税額から、仕入れに係る増値税額/消費税額を仕入れ税額として控除し、差額を納付することで、同一取引での二重課税を回避します。

2. 発票とは？～紙版の発票を例にして～

上述の通り、二重課税を回避するポイントとして仕入れ税額控除があり、中国では、増値税の仕入れ税額控除ができる税務証憑が“発票”となりますので、もう少し詳細に説明します。まず、売上げと仕入れに係る“発票”には、**増値税専用発票**と**増値税普通発票**の 2 種類があります。前者が**一般納税人**により発行される領収書を兼ねた仕入れ税額控除が可能な税務証憑です。後者は**小規模納税人**¹等が発行する税務証憑ですが、増値税の仕入れ税額控除はできません。但し、企業所得税の損金処理には、両者共に必要な重要証憑です。

これを日本の制度と比較すれば、**一般納税人**が課税事業者、**小規模納税人**が免税事業者に類似し、そして今、日本で話題の**適格請求書（以下“消費税インボイス”と表記）**が、**増値税専用発票**に相当します。

【増値税の負担と納付の流れ】

（増値税は税率 13% に設定、単位：元）



【消費税の負担と納付の流れ】

（国税庁 HP（URL：[消費税のしくみ](http://www.nta.go.jp) | [国税庁 \(nta.go.jp\)](http://www.nta.go.jp)）より）



3. 増値税専用発票と消費税インボイスの比較 及び留意事項

次に、**増値税専用発票**と**消費税インボイス**を比較します。

大きな差異として、入手・発行方法が挙げられます。

増値税専用発票は、税務局に申請して、統一書式の白地フォーマットの束を入手して使用するか、また現在では税務 U-Key と呼ばれる専用の USB を受領・使用して専用プラットフォームから発行しますが、企業ごとにひと月に入手できる枚数及び 1 枚あたりの発行金額の上限が定められています。従い、自社の請求書フォーマットに必要項目が記載されていれば書式を問わず、独自に発行できる消費税インボイスとは大きく異なります。また、受領した増値税専用発票に基づき仕入れ税額控除を行うには、まず税務局のシステム（オンライン上）に表示される仕入れ増値税額を確認し、適正であることを確認の上、控除を行う旨のチェックを入れる手続きが必要ⁱⁱとされる点も異なります。

一方、**消費税インボイス制度**は“課税事業者＝適格請求書発行事業者”ではなく、消費税インボイスを発行する為には、課税事業者であっても当該事業者登録が必要となる点は異なると言えるでしょう。

このように、基本的な仕組みは同一ですが、中国では“発票”の偽造や虚偽発行等による脱税が頻発した経緯もあり、上述の通り、**増値税制度はより厳格に管理、運用されています**。更に、不正な増値税専用発票は仕入れ税額控除の否認に止まらず、“発票”の偽造は刑事罰の対象になり得ます^{vii}。従い、**発票の取扱いにも慎重な注意を払う必要がある点**などにも、留意が必要です。その他、主要な比較項目は以下の通りです。

【増値税（専用発票）と消費税（インボイス）の主要な比較項目】

	増値税（専用発票）	消費税（インボイス）
根拠法 / 施行日	増値税暫定条例 ⁱⁱⁱ 等 / 1994 年 1 月 1 日 （直近の改正・施行：2017 年 10 月 30 改正、2017 年 11 月 19 日公布、同日施行）	消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について（法令解釈通達） ^{iv} 等 / 2023 年 10 月 1 日
税率	財貨：13%、役務提供：6%ほか	標準税率：10%、軽減税率：8%
フォーマット	税務局による統一フォーマット	（消費税インボイスの要件を充足すれば）制限なし
入手方法	発行枚数が無くなれば税務局に都度申請*	自社が独自に作成
受領証憑の認証	要	不要
発行者	一般納税人	適格請求書発行事業者
発行事業者となる為の登録要否	不要：一般納税人＝発行者事業者 （一般納税人であれば発行事業者登録は不要）	要：課税事業者≠適格請求書発行事業者 （従い、課税事業者であっても適格請求書発行事業者の登録が必要）
経過措置	—	▶免税事業者等からの課税仕入れに係る措置 ^v ▶小規模事業者に係る措置 ^{vi} などがあり

*但し、紙版については増額及び枚数追加の申請が通らない可能性に留意が必要。



ⁱ但し、小規模納税人による専用発票の自社発行も順次認められている。関連規定の原文は下記 URL の通り。

URL: [关于扩大小规模纳税人自行开具增值税专用发票试点范围等事项的公告_税务_中国政府网 \(www.gov.cn\)](http://www.gov.cn)

尚、小規模納税人は自社発行の有無にかかわらず、徴収率（簡易税率）を適用し、仕入れ税額控除を行わない。

ⁱⁱ従来は認証手続き期限があった。原文は下記 URL の通り。

URL: [关于取消增值税扣税凭证认证确认期限等增值税征管问题的公告 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)

ⁱⁱⁱ原文は下記 URL の通り。

URL: [中华人民共和国国务院令 \(第 691 号\) 国务院关于废止《中华人民共和国营业税暂行条例》和修改《中华人民共和国增值税暂行条例》的决定_2017 年第 35 号国务院公报_中国政府网 \(www.gov.cn\)](http://www.gov.cn)

^{iv}原文は下記 URL の通り。

URL: [消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について \(法令解釈通達\) | 国税庁 \(nta.go.jp\)](http://nta.go.jp)

^v免税事業者等からの課税仕入れに対し、令和 8 年 9 月 30 日まで 80%を控除可能、また令和 11 年 9 月 30 日まで 50%を控除可能。詳細は国税庁 HP の右記 URL を参照のこと。

URL: [0020006-027.pdf \(nta.go.jp\)](http://nta.go.jp)

^{vi}免税事業者から課税事業者に変更する（2 年前（基準期間）の課税売上 1,000 万円以下等の要件を満たす）場合には、令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日を含む課税期間売上税額の 2 割を納税額とすることも可。詳細は国税庁 HP の下記 URL を参照のこと。

URL: [令和 5 年度改正におけるインボイス制度の改正について：財務省 \(mof.go.jp\)](http://mof.go.jp)

^{vii}税収征收管理法（第 71 条）等を参照のこと。原文は右記 URL の通り。URL: [中华人民共和国税收征收管理法 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)

マイツグループ

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。